

国民年金 コーナー

退職(失業)による 特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、平成24年度は月額1万4,980円の保険料を納めることになります。

保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

- 免除制度を利用すると、保険料を納めなくても免除された期間は次のようになります。
- ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
 - ② 老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
 - ③ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入さ

れます。

◆退職(失業)時の特例免除制度
免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。

この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

◆手続き

特例免除の申請には、「国民年金保険料免除申請書」を役場へ提出する必要があります(申請書は役場または年金事務所にあります)。

手続きに必要なものは次のとおりです。

- ① 年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ② 認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③ 失業していることを確認で

きる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

◆被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職(失業)時の特例免除に該当すれば、免除申請をすることによって、免除が認められることになっていきます。

なお免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については年金事務所にご相談ください。

岡郡山年金事務所

☎024-9332-3434

岡町民生課

☎72-6933

公立小野町地方総合病院から

◎新任の副院長を紹介します



当病院の副院長として就任した尾澤 康彰(おざわ やすあき)医師を紹介いたします。

はじめまして。このたび公立小野町地方総合病院に勤務させていただきます。私は、いわき市小名浜出身ですが、両親が田村市の出身ということもあり、これまで小野町には何度も来たことがあります。このたび縁あって当地に赴任することになり、なつかしさと親しみを感じております。

私の専門は、一般内科と腎臓内科(血液透析や腎炎、腎不全などの腎臓疾患)で、長らくこの分野で仕事をしてきました。

当病院には血液透析施設があり、多くの透析患者さんや腎臓を患った患者さんが通院されています。微力ではありますが、少しでもお役に立てればと思っています。よろしくお願いたします。